

10/3報復処分撤回裁判結審 会社の恣意的な報復処分に 最終意見陳述！

東京第二運輸所分会 齊藤書記長



私は24年間にわたり無事故で新幹線運転士として勤め、この間会社から処分等を受けたことは一度もありません。

昨年2月3日に出勤し出勤点呼は何事もなく終了しました。しかし、その30分後の乗務点呼の終了間際において、突然酒臭がすると言われアルコール検知器で検査をさせられました。数値は会社が乗務不可としている数値を下回っているにも関わらず、多くの管理者が酒臭を確認したとして乗務を外された上に、翌日を日勤に指定されました。さらに会社は「複数の管理者が酒臭を確認した」「本人が前夜の飲酒を認めた」ことなどをもって「酒気を帯びて業務に就いたことは、社員として著しく不都合な行為である」と断定し減給処分を発令しました。

これまでの証人審問をみても小川証人、齋藤証人、脇証人の3人の証言はバラバラです。私から本当に酒臭がしたならば、このような証言にはなりようがなく、一致した証言になることが当然だと思えます。しかし、3人の裁判での証言が違うのは何故でしょうか？

また、前夜の飲酒についても何時ものように私は十分に注意し翌日に残るような飲酒はしていません。

齋藤証人の証言では「出勤から約3時間経ってもなお強い酒臭がした」としています。あまりにも常識、経験上から考えてもあり得ないことです。また、待機中において業務である事故防止面談を行うことをもっても、その後乗務させる考えであったことは明らかであり、会社は、私を酒気帯びと断定することが出来なかったのだと思います。

私は、何らかの疑いで一旦乗務を外し検査する事について異議を申し上げているわけではありません。しかし、検査の結果は乗務不可の数値でなければ待機後、乗務させるべきだと考えます。それを科学的根拠にもとづかず曖昧かつ矛盾した管理者の判断のみで酒気帯びと断定し、ましてや減給処分とすることは絶対に認められません。

このような事象で処分されるなら、前日飲酒した乗務員は管理者の恣意的な判断のみで減給処分を受けることとなります。JR他社をみてもこのような乱暴な処分を行っている会社はありません。

この裁判の行方については組合員のみならず多くの乗務員が関心を持っています。

当裁判所においてはこれまでの公判での準備書面、証人審問での供述の内容などを十分に勘案し我が社において管理者の恣意的な判断による懲戒権の濫用を許すことなく、安全で安心して働く事が出来る職場にするために正当な判決を出していただくように強く希望いたします。（要旨）

勝利を確信！判決は1月23日